

新潟市の物品・委託契約のあり方についての検討結果（概要）

改善案をまとめる上での基本的な視点

新潟市が発注する物品購入や業務委託などの契約は、

- 1 市民サービスを目的としたものである。
- 2 透明・公正でなければならない。
- 3 費用対効果として適切なものでなければならない。
- 4 件数・金額ともに膨大であり、地元経済における役割も大きいと認識しなければならない。
- 5 市民から預かった税金により賄われるものであることを認識し、可能な限り地元経済の振興に役立つように努めなければならない。

具体的な改善方法

- 1 適正な仕様作成，予定価格の設定
 - (1) 適正な仕様作成
 - (2) 適正な予定価格の設定
- 2 競争性を確保するための環境整備
 - (1) 入札等の契約方法の改善
入札
 - ア 入札が原則
 - イ 一般競争入札
 - ウ 優良業者の選定
 - エ 入札参加業者の固定化の排除
 - オ ランニングコストを考慮した入札
総合評価入札，プロポーザル
一者随意契約
 - ア 指針を策定して運用の厳格化を図る。
 - イ 実質的に対応できる業者が1者の場合の対応
 - (2) 競争性を確保するための準備期間の設定
契約時期の見直し（年度始めに行う契約の見直し）
 - (3) 長期継続契約の活用
- 3 業務管理，評価，ペナルティ
 - (1) 業務管理
 - ア 業務管理，検収
 - イ 再委託の禁止及び管理
 - (2) 業務の評価
 - (3) ペナルティ
- 4 地元経済の振興

1 適正な仕様作成，予定価格の設定

(1) 適正な仕様作成

契約の仕様の厳格化を図る。

(具体的な対応策)

物品購入

- 発注内容を誤解されることのない仕様
- 銘柄指定は原則2銘柄以上(それ以外も了解を得られれば可)

業務委託

- 業務委託の内容を見直し仕様書を厳格化する。
- 予算削減傾向があるので，予算を減額せざるを得ない場合は，仕様を見直し，予算に見合った業務とする。

【検討課題】

機器保守における業者能力の確認や発注段階からの技術情報開示契約エレベータのように，保守業務で技術的な情報が必要なものは，設置業者選定段階で，技術情報開示の義務付けが可能か検討する。

(2) 適正な予定価格の設定

積算が可能な場合は積算し，困難な場合は複数の見積りや過去の実績など可能な限り多くのデータを用いて設定する。

ただし，積算額よりも業者見積額が低額で適正な場合は，業者の参考見積を基に予定価格を設定しても構わない。

なお，業者への参考見積提出依頼は，案件により公募も試行する。

また，必要に応じて最低制限価格制度なども設定する。

(具体的な対応策)

ア 予定価格の設定

物品購入

- 印刷は，参考見積提出業者から積算資料での計算数値を提示してもらい，参考見積額が適正か検証する。
- 備品，消耗品などは，上記の方法かインターネットなどの流通価格の確認資料で参考見積額が適正な価格か検証する。

業務委託

参考見積提出業者から積算資料による積算額を併せて提出してもらうことを優先するが，積算不能の案件も多いため，従来どおりの複数業者からの見積り徴取も可とする。

イ 最低制限価格・低入札価格調査

あまりに低価格になると受託業者の従事者などの賃金水準が法令に抵触してしまうなど，明らかに適正を欠くような入札が想定される場合は，不良不適格業者を排除するために，必要に応じて最低制限価格の設定や低入札価格調査を行う。

2 競争性を確保するための環境整備

(1) 入札等の契約方法の改善

入札

入札を原則とするが、不良不適格業者が参加できないように留意する。

(具体的な対応策)

ア 入札が原則

イ 一般競争入札

仕様書や入札参加要件を相当整備しないと不良不適格業者が受注する危険性があることから、業務委託などで一般競争入札を行う場合は、価格以外の要素（業務遂行能力など）を含めて比較する総合評価入札やプロポーザルの導入がより好ましい。

物品購入の一般競争入札は、政令指定都市、中核市などの状況からして、当面は1千万円以上を対象とする。

ウ 優良業者の選定

業者の実績などを把握し、不良不適格業者を排除する。

このため、市と契約した業務及び評価を業者名簿に掲載する。

エ 入札参加業者の固定化の排除

経常的な物品購入（特に印刷）や業務委託の指名競争入札などは、前回と一定割合の業者を入れ替える。

オ ランニングコストを考慮した入札

導入と運営の契約相手を同一にする必要性が認められる場合は、導入費用と運営費用（5年分等）を合算した入札を図る。

総合評価入札、プロポーザル

価格以外で評価すべき要素がある場合は、総合評価入札、プロポーザルなどを行うことが適当である。

(具体的な対応策)

実施にあたっては、次の点に留意する。

- 案件毎に要綱を定め、複数の選定委員からなる委員会を設置。
- 公募又は指名時に、選定基準（採点方法）、選定手順などを公表。
- 選定委員は、可能な限り外部委員に依頼。
- 外部委員を依頼しない場合も、他部課等からも委員が参加
- 選定結果は、ホームページ等で公表

一者随意契約

特定の一者との随意契約は、必要性・合理性を確認できる根拠を明確にする。

(具体的な対応策)

ア 一者随意契約は指針を策定、委員会を設置して厳格化を図る。

本庁は部単位、区役所は区単位で委員会を設置して審査する。

イ 実質的に対応できる業者が1者の場合の対応

業務及び業者評価を行い、随意契約の必要性を明らかにする。

(2) 競争性を確保するための準備期間の設定

入札から契約までの期間を長期間確保して、新規業者の参入を容易にして入札の競争性を高める。

(具体的な対応策)

契約時期の見直し(年度始めに行う契約の見直し)

予算年度に縛られた発注方式を改善する((例)4月入札,7月契約(複数年契約)にすれば,業者側も十分な準備ができる)

(3) 長期継続契約の活用

業務委託,賃貸借契約などで長期継続契約を行えば,業者側も雇用面で安定した受注ができるようになる。

(具体的な対応策)

人的警備,清掃などの労働集約型業務の長期継続契約を増やす。

3 業務管理,評価,ペナルティ

(1) 業務管理

執行管理,許可のない再委託等の禁止及びチェックを行う。

(具体的な対応策)

ア 業務管理,検収

物品購入は,納期スケジュール,納品検収を適正に行う。

業務委託は,報告書,打合せ,立会い検査などで管理する。

イ 再委託の禁止及び管理

原則として禁止とする(電算など一部を除く)

(2) 業務の評価

契約の成果を評価し,仕様の見直や次回以降の業者選定に役立てる。

(具体的な対応策)

評価記録を作成してデータベース化して役立てる。

(3) ペナルティ

契約違反など,適正に業務を執行しない業者に対しては,ペナルティを課す。

(具体的な対応策)

契約額の減額や契約解除を行うことを契約書に明文化する。

高額な契約は契約保証金を納めてもらい,違反行為に伴う契約解除の際には没収する。

4 地元経済の振興

地元業者の保護・育成による地元経済の振興は、地方自治体の使命であることから、入札・契約の透明性・競争性が図れる限りにおいては、地元業者に発注することを原則とする（地域要件を設定できないWTO案件を除く）。

（具体的な対応策）

入札・契約の透明性・競争性が図れる限りにおいて

- ・ 入札、プロポーザルは、原則として地元業者のみを対象とする地域要件の設定に努める。
- ・ 地元中小業者保護の側面から、発注単位は、地元中小業者が対応できる規模にするように最大限努める。
- ・ 業務委託従事者が、業務内容に比して不当な扱いを受けることがないように契約条件（仕様）を定める。
- ・ 契約額が低額になりすぎて、現場で働く従事者の賃金等が法令違反となることのないように確認して契約する。
- ・ 政令指定都市移行に伴い、3200万円以上の印刷、物品購入、ビル清掃や電算開発は、WTO（世界貿易機関）政府調達協定対象契約として地域要件設定などができなくなることに留意し、大規模な契約とすることが適切なのか事前に十分確認する。

付記事項

全庁的な周知だけでなくホームページなどで公表する。

一定額以上の契約（注）は、契約仕様、過程などを明確にして記録に残し、市として説明責任が果たせるように努める。

（注）簡単な物品購入や1日限りの駐車場整理などは、細かな仕様や過程の記録はもともとないので、必要最小限度で構わないと考えられる。

能力や価格が最も重要であるが、障がい者雇用、男女平等面などの地方自治体としての政策的な部分も必要に応じて取り入れるべきである。

小額な契約にまで全てを詳細かつ完璧に行おうとすれば、事務量が過大になる可能性がある。事務手続に要する時間も、作業にも税金が使われるわけであるので、費用対効果のバランスを考慮して、作業基準を策定して運用することが必要である。

新潟市物品契約・委託契約のあり方の検討委員会の検討経緯

1 委員会の役割

市発注の物品購入・業務委託の現状を分析した上で、改善策を作成する。

2 委員の構成

- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 新潟経済社会リサーチセンター調査部長 | 梅崎治夫 |
| ・ 武田中小企業診断士・社会保険労務士事務所 | 武田浩昭 |
| ・ 新潟市企画財政局財政部長 | 元井悦朗（委員長） |
| ・ 新潟市企画財政局財政部契約課長 | 風間省一 |
| ・ 新潟市政策推進室広報課長 | 吉田 洋 |
| ・ 新潟市市民病院総務課長 | 佐藤信哉 |

3 これまでの検討概要

- (1) 新潟市の物品契約・委託契約の現状把握，課題整理
- (2) 政令指定都市・中核市の物品契約の状況
- (3) 業界からの意見聴取
- (4) 改善策についての検討